

## みやざき雇用良質化推進事業補助金交付要綱

令和 2 年 8 月 6 日

総合政策部産業政策課

(趣旨)

第 1 条 県は、地域に根ざした良質で安定的な雇用の創出を図るため、予算で定めるところにより、宮崎県内の産業 5 分野（フードビジネス（農業を含む。）、輸送機器、医療機器、情報通信、観光）において良質な労働条件により新規正規雇用を行う企業等（個人を除く。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (3) 前条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号及び第2号の事業計画書及び収支予算書の様式は別記様式第1号及び様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)
- (2) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (3) 第2条第3号に係る誓約書(別記様式第4号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30パーセント以内の変更とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書(別記様式第5号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第6号)

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、補助金の交付決定のあった年度の11月末日現在において、補助事業遂行状況報告書(別記様式第7号)を作成し、12月10日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、請求書(別記様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実施結果報告書(別記様式第9号)
- (2) 収支決算書(別記様式第10号)
- (3) 採用活動等報告書(別記様式第11号)
- (4) 補助対象人材報告書(別記様式第12号)
- (5) 補助対象人材の業務内容等報告書(別記様式第13号)

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第4条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記様式第14号)により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ2部(正本1部、副本1部)とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年8月6日から施行し、令和2年度の予算に係るみやぎ雇用良質化推進事業補助金に適用する。

別表（第3条関係）

| 補助対象経費   | 補助率（上限額）                     |
|--|------------------------------|
| <p>1 人材確保・雇用良質化に要する経費</p> <p>(1) 採用活動に要する経費<br/>求人広告（サイト）掲載料、合同説明会等出展料、採用活動に要する旅費 等<br/>（職業紹介手数料等は対象外とする。）</p> <p>(2) 雇用環境改善に要する経費<br/>労働条件改善（給与水準、就業規則の見直し等）<br/>や働き方改革に係る専門家招へい（謝金、旅費等）等</p> <p>(3) その他知事が必要と認める経費</p> | <p>2/3 以内<br/>上限額 110 万円</p> |
| <p>2 良質な労働条件での雇用に要する経費<br/>良質な労働条件で新たに雇用する者（正規社員に限る。）<br/>の person 費（給料、諸手当、社会保険料。賞与は除く。）及び<br/>人材育成経費（セミナー出席に係る受講料、旅費等）</p>   | <p>2/3 以内<br/>上限額 120 万円</p> |

○ 留意事項

(1) 「良質な労働条件」とは、次の①から③までの要件に1項目以上該当するものとする。

- ① 補助対象期間において、実際に労働した時間が原則として月平均 160 時間以下であること。
- ② 補助対象期間において、実際に出勤した日数が月平均 19 日以下であること。
- ③ 補助対象期間における所定内給与額※が月平均 221,800 円以上であること。

※ 所定内給与額

超過労働給与額を除く労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額（所得税、社会保険料などを控除する前の額）とする。

なお、超過労働給与額は、次のアからオまでのいずれかに該当する給与の額とする。

- ア 時間外勤務手当（所定労働日における所定労働時間外労働に対して支給される給与）
- イ 深夜勤務手当（深夜の勤務に対して支給される給与）
- ウ 休日出勤手当（所定休日の勤務に対して支給される給与）
- エ 宿日直手当（本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与）
- オ 交替手当（臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交替勤務給など、労働時間の位置により支給される給与）

(2) 「諸手当」とは、通勤手当その他社内規程等に基づき、雇用者に対し労務提供の対価として支給される手当とし、住居手当、退職手当、食事手当などは対象外とする。

(3) 「社会保険料」とは、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労働者災害補償保険料とする。

(4) 「謝金」の1人当たりの上限額は、8万円/日とする。